

## 公立能登総合病院医療用医薬品SPD業務委託仕様書

この仕様書は、公立能登総合病院（以下「病院」という。）における医療用医薬品（以下「医薬品」という。）の購入、在庫管理、発注等の業務を一元化し、医薬品の院内在庫数の適正化及び納入単価の低減により経費の削減を図るとともに、薬剤師等医療従事者の本来業務を充実させ、健全な病院経営を行うための医薬品の物品管理（以下「SPD」という。）の仕様について、必要な事項を定める。

### 1 基本事項

病院が指定するSPDの運用形態並びに委託業者の業務及び医薬品の購入先は、次のとおりとする。

#### (1) SPDの運用形態（購入医薬品の支払い）

SPDの運用形態は、院内SPDとし、院内に配置する医薬品については、消費実績（納入単位）に基づき病院が支払うものとする。

#### (2) 委託業者の業務及び医薬品等の購入先

委託業者は、医薬品のSPD業務を行うものとし、医薬品の購入は、委託業者からとする。

ただし、麻薬については七尾市内で保管していなければ、七尾市内で保管している業者とする。1社限定流通品については、薬剤部と協議の上緊急性の高いものは限定業者とする。また、歯科用医薬品など一部の医薬品等については、その特殊性により直接の購入とする。

#### (3) その他

SPD業務の運用形態等に変化が生じる場合は、協議を行うものとする。

### 2 業務内容等

委託業者の業務内容等は、次のとおりとする。

#### (1) 薬事法等関係法令に準拠し業務を行う。

#### (2) 委託業者が取り扱う物品の種類

医療用医薬品等

#### (3) 運用方法

SPDシステムで管理する医薬品は、原則として、バーコードラベル（シール）を利用した定数補充方式とする。

また、院内及び当院が指定する場所の定数棚に配置する医薬品は、消費した段階（バーコードリーダーで読み取った時点をいう。）で病院への消費実績とする。なお、バーコードラベル（シール）に代わる補充方式があれば、具体的に提示すること。

(4) 購買業務

委託業者は、医薬品の購買代理業務を行うものであり、常に購入単価の低減、同種同効品の統一並びに病院の経費削減のための同等品の提案（半期毎の実績として）及び移行を行うこととする。ただし、同等品への移行及び品目選択については、病院が承認したものに限る。

なお、医薬品の新規採用依頼があった場合は、取扱い業者に提案させその都度病院と協議することとする。

(5) 医薬品の安定供給について

当院採用の全医薬品（ジェネリック品を含む）安定供給ができること。かつ医療用麻薬を除く全医薬品の返品、及び期限切れ前の交換ができること。

また、非採用品の緊急使用時や在庫の適時な補填を迅速に行うため、供給体制を整えていること。

(6) 麻薬の取り扱いについて

麻薬の需要が高まる事を鑑み、麻薬元卸売業者、あるいはそれに準ずる資格を有し、安定供給体制を整えていること。

(7) 災害時の対応について

災害拠点病院に指定となっており、災害時に当該地区における物流拠点に被害が及んだ場合にも安定的な供給体制が整っていること。

(8) 配置場所及び配置量

医薬品の配置場所は、薬剤部、病棟、各外来及び当院が指定する場所とし、配置する医薬品の数量は、病院と協議し日々の病院業務に支障を来たさない範囲とする。

病棟、各外来及び当院が指定する場所に定数配置されている医薬品に関して毎月1回以上、使用状況・医薬品の期限確認・品目及び定数の管理・定数確認を行うことにより、定数見直しの提案を行うこと。

(9) 発注及び配置

使用する医薬品は、病院の職員又は委託業者がバーコードリーダーで読み取り払い出しされた後、システムの発注点となり発注されたものとし、委託業者は、その発注点を毎日2回以上の頻度でチェックし、これに基づいて使用実績を把握した上で、毎日2回以上の頻度で発注数量を納品する。ただし、病院から緊急を要する医薬品の納品依頼があった場合は、原則として20分以内に納品が可能な体制を整えておくこととする。

なお、年末年始・ゴールデンウィーク・3日以上の子連休等の発注は、その都度病院と協議する。

(10) 検品業務

検品は仕切書の品名・数量等を読み上げ、納入担当者が目視確認を行わないノー検品システムの一つで「スキャン検品」という検品で行い、出力されたレシートに押印すれば足りる検品であること。

(11) 在庫管理業務

委託業者の在庫管理業務は、次のとおりとする。

- ① 医薬品の在庫の製造番号、使用期限等を常に管理しておき、期限切れの医薬品が配置されないよう管理すること。
- ② 定数配置物品等が不動在庫（3か月経過分）になった場合は、病院定数棚と委託業者が補充のために在庫している医薬品は、原則委託業者の引き取りとする。（甲乙協議の場合もあるものとする。）なお、不良品は、迅速に返品する。
- ③ 定数配置物品等は、欠品が生じないように取り扱いをし、もし生じた場合は必ず担当者へ報告する。
- ④ 医薬品の使用実績を管理し、適正な定数量を提案し、担当者の承認を得た上で、見直しを行うこと。
- ⑤ 在庫は、年2回以上の棚卸を行い、在庫数の適正化に努めること。

(12) 勤務体制

S P D業務委託の勤務体制は、病院の外来診療日の8時30分から17時15分までの間、医薬品等の取扱経験（医薬品等に精通した者）を3年以上有する者を常時1名含む3名以上、病院に配置するものとする。なお、平日の診療時間外並びに土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の外来休診日は、緊急時の医薬品等の納入要請にも対応できるようにオンコール体制をとることとする。

(13) 情報管理業務

委託業者は、S P D業務における情報管理として、次の業務を行うこととする。

- ① 病院が使用した医薬品の物品マスター（メーカー名、納入業者名、納品価格、薬価、J A Nコード、医事コード、オリジナルコード等のデータを電子記録したもの）の作成及び月次報告
- ② 医薬品の月次使用実績データの作成及び月次報告
- ③ その他病院が経営分析等に要するデータ抽出

(14) 経営支援業務

- ① 院内及び当院の使用実績に基づき定数の見直しと管理単位、方法について月ごとに分析資料を作成し、改善案を提起すること。
- ② 調達、物流業務に対して改善及び効率化に関する具体的な提起及び支援
- ③ メーカーまたは、卸売り業者との価格交渉業務

(15) クレーム処理対応等に関する業務

医薬品有害事象発生時（メーカー回収品含む）のクレーム処理に、迅速な対応ができること。

(16) 費用対効果

費用に対する効果として、どのような効果が見込まれるかを提示すること。また、できる限り効果は数値によって提示し、併せて算定根拠も示すこと。

(17) 納入価格の提示

① 病院の薬剤リストの予定数量による納入率及び考え方の提示。

1. 新薬創出・適応外解消等促進加算品
2. 一般品
3. 後発品
4. 麻薬・覚せい剤原料
5. ワクチン
6. オーファン
7. B S 製剤
8. G L 別砕品

② 納入価格に対する提案

1. 薬価未収載品の価格の根拠を提示
2. 薬剤単価の半年ごとの見直しの提案について
3. 薬価改定時の薬価単価の提案について
4. 薬価基準より外れる医薬品の処理及びこれらの情報の提示

③ 採用決定の新規及び臨時購入等も、提案納入率にて納品処理後に管理できること。

### 3 SPD業務に必要なシステム等

(1) SPDシステム

SPDシステムは、委託業者独自のシステムを使用する。ただし、契約期間中にシステムの更新、修繕等のメンテナンスが必要となったときは、委託業者の負担とする。

(2) バーコードラベル

医薬品のバーコードラベルは、1商品ごとに、受発注のための消費情報把握用から構成するものとする。

(3) 備品の整備

委託業者は、SPD業務を円滑に実施するために必要な備品の整備費及びバーコード変更等の実質的な作業（メンテナンス）費は、委託業者の負担とする。

#### 4 SPD業務における病棟等への搬送業務

病棟、外来等への搬送業務については、現行の公立能登総合病院の搬送員をもって搬送業務を行うものとする。また、その他の当院が指定する場所への搬送業務については、別途委託業者と協議をするものとする。

#### 5 SPD業務開始時の業務体制及び院内在庫の取扱い 委託業者となる者は、医療用医薬品SPD業務委託の導入により各部署に混乱が生じ ないよう現行の状況調査を行い、現行の運用を十分に把握し、効率的な移行及び運用開始に努めることとする。また、運用開始時に院内及び当院が指定する場所に配置している在庫については、現行の病院担当者と協議し、病院運営に支障を来たすことのないように引継作業を行うこととする。

#### 6 運用開始に伴う準備等

委託業者となる者は、円滑に運用を開始することができるように、事前に次の準備を行うものとする。なお、準備期間の費用については委託業者となる者の負担とする。

- (1) 関連部署における円滑な業務稼働を確保するため、関連部署への説明及び職員を含めたリハーサルを実施すること。
- (2) システムエラーを想定した各種テストを実施し、円滑な稼働を行うこと。

#### 7 業務委託期間

業務委託期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

この業務委託契約は、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算において削減があった場合は、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができないものとする。

#### 8 提案限度額

本業務に係る提案上限額は、月額 1,045,000 円(消費税及び地方消費税を含む)とする。なお、この額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。ただし、提案額はこの額を超えてはならない。

#### 9 提案に係る参考事項

病院の概要

- 病床数：434床（うち感染症病床4）
- 建物の状況：総合病院棟 鉄筋鉄骨コンクリート7階塔屋1階建 精神センター

鉄筋コンクリート3階建

- 診療科目：内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、麻酔科、歯科口腔外科
- 1日平均外来患者数 一般588人、精神111人
- 1日平均入院患者数 一般211人、精神33人
- 年間手術件数 1,845件
- 調剤件数（処方件数） 入院62,620件、外来5,836件
- 外来処方箋の発行状況 院内処方箋3,370枚、院外処方箋99,003枚
- 現在使用している医薬品の種類 約2,490種類

※ 数値は、令和7年度実績値を示す。